

商品概要説明書

マイカーローン「ジョイ」

(平成 27 年 11 月 16 日現在)

商品名	マイカーローン「ジョイ」
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上で、完済時の年齢が満 71 歳未満の方。 ただし、20 歳未満で農業者以外の方は給与所得者に限定します。</p> <p>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 1 年以上ある方。</p> <p>○原則として居住実態が確認できる方(申出のあった住所の確認ができることとします)。 ただし、自営業者の方(非農業者に限ります)については、ご本人またはご家族の持家であることとします。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>① 自動車・バイク(ともに中古車を含む)の購入資金または購入に付帯する諸費用(取得税、自動車税、重量税、自賠責共済掛金(保険料)、自動車共済掛金(保険料))</p> <p>② 自動車等の点検・車検費用</p> <p>③ 運転免許の取得のための資金</p> <p>④ カー用品(カーナビ等)の購入資金</p> <p>⑤ 車輜修理費</p> <p>⑥ 車庫建設資金</p> <p>ただし、見積り金額は 100 万円以内とします。</p> <p>⑦ 他金融機関のマイカーローンの借り換え資金 信販会社および自動車メーカー系ディーラーが取扱うクレジット会社(残価設定型クレジットを除く)を含みます。</p> <p>⑧ 現在、J A または他金融機関でお借入中のマイカーローンの既借入金残高と、新たに必要となる資金との合算資金 ただし、車の買替時に限ります。</p>
借入金額	○5 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間(最長 1 か月)を含む 6 か月以上 10 年以内とします。なお、借換の場合は現在借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日のパーソナルプライムレート I を基準に決定し、それぞれ翌月の 4 月 1 日、7 月 1</p>

	<p>日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレートI）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、年1回見直しを行い、4月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○20歳未満の方の場合は、法定代理人の同意書をいただきます。</p>
保証料	<p>○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率0.43%～0.65%）をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合手数料は無料です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部統括課（電話：0852-35-9031）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、島根県農業協同組合中央会が設置・運営する島根県JAバンク相談所（電話：0852-25-4920）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部統括課または島根県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、大阪弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となり

	<p>ます。上記島根県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記島根県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aしまね